

令和8年度 「木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育」のご案内

URL: <https://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024)522-2266
E-mail: info@kensaibou-fukushima.jp

木造建築物解体工事は、労働安全衛生規則第529条の規定により作業指揮者を指名する必要があります。また、当該作業指揮者には、労働安全衛生法第60条の2により安全衛生の水準の向上を図るための教育が求められており、これを受け、厚生労働省の通達により実施要領が定められています。

福島県でも現在、木造解体工事が盛んにおこなわれているが、作業指揮者を指名する事例、かつ下記の様な法令に則り安全教育修了者から指名している事例がなかなか見当たらない現状がある。

木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育は、労働安全衛生法第60条の2に規定されている安全衛生教育のうち、厚生労働省基発第485号（平成元年9月5日）「木造建築物の解体工事の作業指揮者等に対する安全教育実施要領」に示された「木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育カリキュラム」に基づく教育です。

記

※申込みはホームページからお願いします。（申込開始日の9：00から24時間申込できます。）

1 講習日時・会場・申込受付期間

講習日時	会場	定員	申込開始日	申込締切日
5月8日（金） 9:00～16:10	いわき建設会館 （いわき市童子町4-18）	50名	3月12日（木）	4月9日（木）
9月4日（金） 9:00～16:10	いわき建設会館 （いわき市童子町4-18）	50名	7月2日（木）	8月4日（火）

2 受講対象者

木造建築物の解体作業に従事する者に対し、現に作業の指揮を行っている者又は新たに当該作業を指揮する者となる予定の者とする。

3 講習科目・時間割 受付8:30～ 8:50からオリエンテーションを行います。

講習科目	範囲	講習時間
木造建築物の解体に関する知識	(1) 木造建築物の種類及び構造 (2) 解体工法の種類及び作業方法 (3) 作業計画	1.5時間
労働災害の防止等に関する知識	(1) 労働災害の発生状況 (2) 墜落災害の防止のための措置 (3) 飛来・落下災害の防止のための措置 (4) 倒壊災害の防止のための措置 (5) 工事用機械による災害の防止のための措置 (6) 保護具の使用方法 (7) 作業手順の作成方法	3.5時間
関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条例	1.0時間
合計		6.0時間

4 受講料、テキスト代（消費税含む。）

会員		非会員	
受講料	13,200 円	受講料	13,200 円
テキスト代	円	テキスト代	1,870 円
合計	13,200 円	合計	15,070 円

会員の方にはテキスト代を補助します。

5 修了証

所定の全科目を受講した方には、「木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育修了証」を交付します。

6 定員

申込み順とします。定員になり次第締切りますが、キャンセル待ちも受け付けています。

なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

7 受講申込み方法

建災防福島県支部（以下「当支部」という。）のホームページの「申し込みはこちらから」より申し込んでください。
(<https://kensaihou-fukushima.jp/>)

8 受講申込み後の手続き（流れ）

受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

①受講申請書の当支部への送付

受講申請書及び受講票に記入、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚をのり付けし、返信用封筒（当支部からの受講票返信用）と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。

送付先住所 〒960-8061 福島市五月町4-25 建設業労働災害防止 協会福島県支部
--

※返信用封筒は角形2号を使用し、受講人数を加味して下表の該当する重量の切手を貼り、返信先（会社名又は申請者名）の宛名を記入して下さい。
※返信用封筒が同封されていない場合は着払いにて送付いたしますので、ご了承ください。

定形外郵便	50g以内(受講人数10人以下)	140円
定形外郵便	100g以内(受講人数11人以上)	180円

②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、申込締切日になっても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。

振込が終了しないと受講できません。

（指定日は銀行振込案内書に同封いたします。）

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。

必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていませんと振込が確認できません。

※ 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入し、写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記8受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

9 その他（注意事項）

① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。

② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証明書は交付されません。

③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は振込期限日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。

受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当支部にご連絡ください。

また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。

④ テキストは講習当日に配付します。講習開始時間の5分前までに着席願います。

⑤ いわき会場には駐車場はありませんので、各自最寄りの有料駐車場のご利用をお願いします。

※いわき会場となり「マルト様」には駐車しないようお願いいたします。

※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申込書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。